

別記様式第1号(第四関係)

大野地区活性化計画

福井県(代表)

福井県大野市

平成25年1月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	大野地区活性化計画	都道府県名	福井県	市町村名	大野市	地区名(※1)	大野地区	計画期間(※2)	平成24年度～平成27年度
-------	-----------	-------	-----	------	-----	---------	------	----------	---------------

目標 : (※3)

林産物生産施設を整備して生産性の効率化を推進することにより、林産物(シイタケ)の生産量の安定・拡大、収益性の向上及び雇用の創出・拡大による農林業者の定住化(現状定住1,769人の維持)を目指す。
 具体的な数値目標として計画の最終年度平成27年度の計画区域内におけるシイタケの販売量を9.82%増加させ年80.98t以上を目指す。

目標設定の考え方

地区の概要:

当該地区は福井県東部に位置し、北は勝山市及び石川県、東と南は岐阜県、西は福井市及び池田町とそれぞれ接し、四方を山地で囲まれている。気候は、北陸地方特有の日本海型気候で多雨多湿地帯に属し、気温の日較差も他の地域より大きい。また、大野市は、市域の87%である75,835haの森林面積を有し、森林資源や水源が豊かに存在する。
 当該地区は、大野市の市街地形成区域以外の農山村部であり、市内耕地面積約4千haの大部分が分布し、また、里山周辺部を含んでおり、住民の多くが農林業を営んでいる。少子高齢化が著しいとともに、流出人口も多い状況となっている。
 当該地区のシイタケ生産者(菌床)は近年増えてきているが、過去3か年間の生産量は70t程度で推移しており生産量は横ばいであり、高齢化も進み、依然として県産シイタケの需要に対する供給が満足できない状況である。

現状と課題

当該地区は、農林業が経済的基盤の重要な一つであるとともに生きがいづくりでもあり、住民の多くは信念や誇りをもちながら従事しており、生産物の品質は高い。
 しかしながら、当該地区は生産規模が小さい上に高齢化の傾向が著しく、県外の大規模生産を行っている企業や安価な輸入品には生産量や価格の面で対抗することができない状況にある。そのためには地理的条件や規模の大小に左右されないような安定供給体制を構築して、市場の求める生産量を確保するとともに、高値で売れる販路を開拓する必要がある。

今後の展開方向等(※4)

当該地区の一人当たりの経済的生産性をより高めるには、農林業の活性化、あるいは高齢者や女性の活用を促進することによって、潜在的な労働力を掘り起こしていくことが必要であり、林産物の生産はこれに適している。
 また、林産物の生産量の安定・拡大を目指すためには、林産物生産施設の整備・改修により生産性を効率化する取組を行っていく必要があり、生産施設の導入により、低コスト化や生産拡大を図るとともに優位な販売ルートを構築し、ブランド力を向上して他地域との差別化を図り経営の安定と後継者の確保につとめ、生産者の所得向上、地域の活性化を図る。

【記入要領】

- ※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- ※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。
- ※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
- ※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。
 また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
大野市	大野地区	生産機械施設(特用林産物生産施設)	九頭竜バイオ生産組合	有	イ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

【記入要領】

- ※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- ※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- ※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- ※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- ※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- ※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

大野地区(福井県大野市)	区域面積(※2)	86,588ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 当該区域86,588haの内、農林地面積は79,973haで全体の92.4%を占めている 就業者に占める農林業従事者の割合は9.7%である。		
②法第3条第2号関係: 人口減少(H19年(36,890人)→H23年(34,637人)で6.5%減)、高齢化傾向(65歳以上平成19年(10,622人)→平成23年(10,497人) で1.5%増)から意欲の高い農林業の担い手を支援して定住を促進することは、当該地区の農山村としての魅力を高めることにつながる。		
③法第3条第3号関係: 当該地区は、市面積(87,230ha)より用途地域(≡市街地形成区域、642ha)を除いた区域としている。		

【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

該当なし

(1) 市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2)	市民農園施設		
					氏名	住所		氏名	住所			市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	

(2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3) 開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

【記入要領】

- ※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- ※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- ※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- ※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- ※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- ※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。
- ※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

該当なし

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第8項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第8項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

- ・地区内販売量が計画期間中に計画目標の増加率以上となっているか
- ・計画期間終了翌年度に農林業者が定住しているか(現状維持1,769人目標)
- ・市外への販売供給量が計画期間中に増加しているか(＝ブランド力が向上しているか)

以上の項目について活性化計画最終年度の翌年度の実績報告書により確認する。
農林業者の人数については、福井県市町勢要覧により確認する。
販売量(生産量)については、林野庁が実施している生産統計調査で毎年確認する。

【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

- ①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。
 - ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
 - ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
 - ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。
- ②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。